

任意適用事業所の申請について

Q 個人で飲食店を経営していますが、従業員から厚生年金に加入したいと申し出がありました。どうすればよろしいでしょうか？

A 法人事業所や従業員が5人以上の適用業種である製造業・販売業などの個人事業所は健康保険（適用除外で東食国保に残ることも可）および厚生年金は強制適用となり、必ず加入しなければなりません。

ご質問者のような飲食業などの非適用業種や、従業員が5人未満の適用業種の個人事業所は強制適用ではありませんが、希望すれば任意で健康保険・厚生年金に加入することが出来ます。どちらか一方だけ任意加入することも可能なため、東食国保に残ったままで厚生年金に加入することもできます。

手続きにはいくつか注意点があります。

- ① 事業主は加入出来ません。事業主と同一住所の家族従業員も原則加入出来ません。
- ② 被保険者となるべき従業員の2分の1（脱退時は4分の3）以上の同意を得て、厚生労働大臣の認可を受けて加入することとなりますが、加入を希望しない従業員も含め一括で加入しなければいけません。
- ③ 通常の届書以外に必要となるものがあり、原則として3ヶ月以上の事業実績が必要です。「事業主の世帯全員の住民票（コピー不可）」と事業主の公租公課の納入状況確認のため「所得税（国税）、事業税（道府県税）、市区町村税（地方税）、国民年金保険料、国民健康保険料の5種類の領収証または納付済証明書（原則1年分）」です。
- ④ 事業所と個人事業主の住民票の住所地が異なる場合には事業所所在地確認のため「賃貸借契約書（写）」などが必要です。

東京食品労務管理センターでは書類作成・提出も承っていますので、ご相談ください。